様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日 2024年 11月 20日    　　経済産業大臣　殿  　　　　（ふりがな）ぱなそにっく そりゅーしょんてくのろじーかぶしきかいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 パナソニック ソリューションテクノロジー株式会社  （ふりがな） いとう かずよし  　　（法人の場合）代表者の氏名 　　伊藤 一義  住所　〒105-0021　東京都港区東新橋２丁目１２番７号  法人番号　3010401028082  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | サステナビリティ  パナソニック ソリューションテクノロジーのDX | | 公表日 | 2022年4月1日（環境活動）  2023年4月1日（パナソニック ソリューションテクノロジーのDX） | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ上で公開 [https://www.panasonic.com/jp/company/pstc/sustainability.html#environment](https://www.panasonic.com/jp/company/pstc/sustainability.html#health)  サステナビリティ／環境活動  当社ホームページ上で公開<https://www.panasonic.com/jp/company/pstc/company/dx.html>  ＞ 詳細はこちら（PDFダウンロード） <https://dl.it-sol.jpn.panasonic.com/data/company/pstc-dx_20230523.pdf>企業情報／DXへの取り組み／パナソニック ソリューションテクノロジーのDX  1．当社経営の方向性  2．DXの位置づけ | | 記載内容抜粋 | ■サステナビリティ／環境活動  地球環境への影響を重要課題と捉え、最先端のICTソリューションを提供することで、資源の有効活用を図り、環境にやさしい社会の実現に貢献  ■当社経営の方向性  日本社会が直面する労働人口減少問題に貢献すべく、創業以来のDNAであるIT、近年AIをコアに磨きをかけてきたOT、この2つを掛け合わせ、現場力の中心である人をカイホウし、現場力を、競争力と言える水準まで高め、お客様企業を輝かせる  パーパスである『現場知見とデジタルで人をカイホウする ～人を作業から解放し、人の可能性を解き放つ～』を起点に経営推進  志（パーパス）のもとに集い、社会へのお役立ち・事業成長・働きがいを実現し、関わる全ての人々が幸せになる持続的成長を目指す  ■DXの位置づけ 当社のDXは、パーパス体現のイネーブラーであり、パーパスの体現そのもの  ■Business Strategy 専鋭化による競争力向上とビジネスモデル転換により収益力向上を図る | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で決議された職務権限規程に基づき権限委譲された責任者（各担当執行役員）の承認を経て公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | パナソニック ソリューションテクノロジーのDX | | 公表日 | 2023年4月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ上で公開  <https://www.panasonic.com/jp/company/pstc/company/dx.html>  ＞ 詳細はこちら（PDFダウンロード） <https://dl.it-sol.jpn.panasonic.com/data/company/pstc-dx_20230523.pdf>  企業情報／DXへの取り組み／パナソニック ソリューションテクノロジーのDX  3．DX戦略骨子 | | 記載内容抜粋 | DXをテコに、当社のパーパスを体現するとともに、ビジョン・戦略の実現を加速するべく、次の3点を推進  ①社会へのお役立ち（DX貢献） パナソニックの現場知見と創業来培ったIT・OTのデジタルで現場力の中心である人をカイホウし日本の社会課題である労働人口減少へのお役立ちを果たす  ②自社DX（社内DX・事業DX） パーパス（人の可能性を解き放つ）を自ら体現、IT・デジタルをテコに業務改革&データ経営推進 顧客へのお役立ちの中で得られるデータを活用し、顧客接点強化、提供価値拡大×強いビジネス構築  ③土台づくり（DX基盤） DXによる成果増を目指し、挑戦の数を増やす施策と成功確率を上げる施策を推進 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で決議された職務権限規程に基づき権限委譲された責任者（各担当執行役員）の承認を経て公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページ上で公開  <https://www.panasonic.com/jp/company/pstc/company/dx.html>  ＞ 詳細はこちら（PDFダウンロード） <https://dl.it-sol.jpn.panasonic.com/data/company/pstc-dx_20230523.pdf>  企業情報／DXへの取り組み／パナソニック ソリューションテクノロジーのDX  4．DX推進体制 | | 記載内容抜粋 | ■DX推進体制  ‐注力領域（製造業とその現場・ホワイトカラーの働き方）における社会へのお役立ち（DX貢献）を各事業部門で推進  AI＆ICTソリューション事業部門（製造業とその現場）  働き方改革ソリューション事業部門（ホワイトカラーの働き方）  ‐社長直下の執行役員を最高デジタル責任者（CDO）に任命するとともに、DX推進部を設定して推進  ‐人材育成については、人材類型を明示した上で、キャリ ア／育成プランの策定、人材育成投資、最新IT資格取得支援、部門間のローテーションなどの各種施策を推進し、DX人材の底上げを図る |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページ上で公開  <https://www.panasonic.com/jp/company/pstc/company/dx.html>  ＞ 詳細はこちら（PDFダウンロード） <https://dl.it-sol.jpn.panasonic.com/data/company/pstc-dx_20230523.pdf>  企業情報／DXへの取り組み／パナソニック ソリューションテクノロジーのDX  3．DX戦略骨子  ②自社DX（社内DX・事業DX） | | 記載内容抜粋 | ②自社DX（社内DX・事業DX） 基幹システム刷新、AI・BI・RPA・クラウドなどのデジタル技術活用を積極推進し、自社DXを加速  [社内DX] - 内向き仕事を排し、顧客接点・付加価値業務へ注力 - データ基軸に経営・事業推進  [事業DX] - データを活用し“顧客を知る”ことで顧客接点強化 - AI×データで、提供価値拡大×強いビジネス構築 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | パナソニック ソリューションテクノロジーのDX | | 公表日 | 2023年4月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ上で公開  <https://www.panasonic.com/jp/company/pstc/company/dx.html>  ＞ 詳細はこちら（PDFダウンロード） <https://dl.it-sol.jpn.panasonic.com/data/company/pstc-dx_20230523.pdf>  企業情報／DXへの取り組み／パナソニック ソリューションテクノロジーのDX  5．主な成果指標 | | 記載内容抜粋 | ■主な成果指標  ‐事業部門・スタッフ部門の業務削減時間  ‐専鋭領域※の事業構成比 ※当社の強みやデジタル技術を生かしてお役立ちする注力領域 （製造DX・経理DXなど特定領域のDX関連事業）  ‐サービスビジネス※の事業構成比 ※顧客データやAIなどのデジタル技術を生かして、　　　　　　お客様のDXにお役立ちし続けるSaaS型ビジネス （AI-OCRサービス・チャットボットサービス・特許検索サービスなど）  ‐DX人材（事業・技術）の拡充数  など |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年4月1日 | | 発信方法 | 当社ホームページ上で「パナソニック ソリューションテクノロジーのDX」として代表取締役社長名で発信  <https://www.panasonic.com/jp/company/pstc/company/dx.html>  ＞ 詳細はこちら（PDFダウンロード） <https://dl.it-sol.jpn.panasonic.com/data/company/pstc-dx_20230523.pdf>  企業情報／DXへの取り組み／パナソニック ソリューションテクノロジーのDX | | 発信内容 | 「パナソニック ソリューションテクノロジーのDX」 パナソニック ソリューションテクノロジー株式会社 代表取締役社長　伊藤一義 （2023年4月）  DX戦略の公表と併せて、取り組み概況について代表取締役社長から情報を発信  1．当社経営の方向性  2．DXの位置づけ  3．DX戦略骨子 　　　 ① 社会へのお役立ち（DX貢献） 　　　 ② 自社DX（社内DX・事業DX） 　　　 ③ 土台づくり（DX基盤）  4．DX推進体制  5．主な成果指標 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 10月 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトに登録済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2007年 12月頃 ～ 継続実施中 | | 実施内容 | 当社は、パナソニックグループの一法人であり、パナソニック全社共通ルールの遵守徹底を図っています。また、全社共通ルールの下、当社の情報セキュリティ基本方針を定め、情報セキュリティガイドラインを策定し、遵守、推進の徹底を図っています。  ■パナソニック全社対策  安定した事業継続のため、サイバー攻撃の早期検知から万が一攻撃を受けた場合の被害最小化を担う「CSIRT活動」と、製品セキュリティに関わる「PSIRT活動」との連携をしています。  ■情報セキュリティマネジメントシステム認証取得  パナソニック ソリューションテクノロジーは、情報セキュリティマネジメントシステム規格である『ISO/IEC 27001:2013・JIS Q 27001:2014』の審査登録（認証）を受けています。  ※当社公開情報  <https://www.panasonic.com/jp/company/pstc/company/iso27001.html> |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。